

## 工事内訳書の情報提供等事務取扱要領及び同運用細目の制定について

大阪市都市整備局

平成25年 4 月 1 日より、下表のとおり運用の変更を行います。この運用は、同日より実施されます。

なお、詳細については「工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領」及び「同運用細目」をご覧ください。

### 主な内容

	これまで (平成24年度まで)	今後 (平成25年度から)
数量内訳書の 設計図書への 添付	数量内訳書 ( 新築工事：主要資材のみ 改修工事：添付なし 解体工事：コンクリート数量のみ ) を添付。	全ての工事（畳工事及びガス設備工事を除く。）について、数量内訳書（工事費内訳書から単価、金額及び備考の内容を除いたもの。）を添付。
種目別内訳及び 科目別内訳の 閲覧	予定価格が100万円を超える工事について、種目別内訳及び科目別内訳（金額記載）の閲覧が可能。 期間は契約翌月の11日から、1年間。	運用は従来通り。 期間は契約翌月の11日から、契約年度末の2年後までに変更。
細目別内訳（単 価等）の情報提 供		契約年度の年度末から 2 年を経過した工事は、申出に基づき単価等の金額が記載された細目別内訳を情報提供。（現に工事中のもの及び契約年度の年度末から 2 年を経過していないものは、従来通り単価等の金額は記載されません。）
積算基準類の 情報提供 ( 金入れに係 るものを除く )		申出に基づき、積算基準類を情報提供。